

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成26年4月17日

京都市長 門川大作

1 業務概要

- (1) 業務名 京都市新庁舎整備事業に伴う設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 京都市新庁舎整備に係る基本設計・実施設計業務を行うものである。
- (3) 履行期限 平成28年6月30日まで

2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格

応募者は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

ア 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）で、かつ登録種目が建築設計であるもの）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で応募資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日までに平成25年11月1日京都市告示第356号（以下「告示」という。）に定める資格の申請について本市が受理している者。ただし、登録業者以外の者にあつては、受託候補者選定通知の日までに告示に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 応募資格の確認の日から受託候補者選定通知の日までの間において、京都市競争入札等取扱要領第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。

エ 自社の社員で、一級建築士資格取得後10年以上の実務経験を有し、かつ日本語が堪能な統括責任者を配置し得ること。

オ 自社の社員で、次のいずれかに該当し、かつ日本語が堪能な設計担当主任技術者（意匠）を配置し得ること。また、設計担当主任技術者（意匠）は統括責任者を兼ねることができない。

(ア) 一級建築士資格取得後2年以上の建築設計の実務経験を有する者

(イ) 二級建築士資格取得後7年以上の建築設計の実務経験を有する者

カ 平成16年度以降に、日本国又は日本国における地方公共団体が発注した公共施設（学校及び住宅の用途に供するものは除く。）における、次のいずれかの条件に該当する工事の基本設計又は実施設計業務（申請日までに完了したものに限り。）を元請として受注したものであること。

なお、共同企業体での実績については、代表企業における実績のみを対象とする。

(条件)

(ア) 免震構造を採用した新築又は増築工事で、建築基準法上の延べ面積が15,000㎡以上のもの。ただし、増築工事については、当該増築工事の部分が建築基準法上の延べ面積15,000㎡以上で、免震構造を採用したものに限り。

(イ) 免震装置の設置を含んだ改修工事のうち、当該改修部分における建築基準法上の延べ面積が12,000㎡以上のもの。ただし、建築基準法に定める構造上主要な部分に免震装置を設置したものに限り。

(2) 技術提案書の特定のための評価基準

ア 事務所の規模、資格の有無等

技術者数、有資格者数、事務所の所在地、担当者の資格及び経験年数等

イ 担当者の業務実績

同種又は類似業務の実績

ウ 提案事項等

業務実施に当たっての取組方針、体制、見積金額、提案事項の内容

3 手続等

(1) 担当部署

京都市都市計画局都市企画部都市総務課 技術担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

電話 075-222-3641 ファックス 075-222-3689

(2) 申請書等の交付期間及び場所

ア 書面による交付

(ア) 交付期限

平成26年5月2日（金）午後5時まで。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

(イ) 交付場所

上記3(1)に同じ。

イ インターネットによる交付

京都市情報館において、都市計画局のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-1-1-0-0.html>）に『「京都市新庁舎整備事業に伴う設計業務委託 ただし、建築及び設備基本設計・実施設計業務委託」の標準型プロポーザル（公募型）参加者募集について』として、申請書等を掲示するので、A4版の帳票として印刷し、使用すること。

(3) 応募資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

平成26年5月2日（金）午後5時まで。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

イ 提出場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参，又は郵送（信書便も可能）のいずれかによること。ただし，郵送（又は信書便）の場合は，上記アの提出期限までに必着のこと。

(4) 技術提案書の提出期限，場所及び方法

ア 提出期限

平成26年6月17日（火）午後5時まで。ただし，市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

イ 提出場所

上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

上記3(3)ウに同じ。

4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 虚偽の内容が記載されている応募資格確認申請書又は技術提案書は，無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 技術提案書のヒアリングを実施する。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (7) 詳細は申請書等による。

5 Summary

(1) Outsourcing of operations

The design of new Kyoto City Hall building,

Only basic design and the design of the execution of construction and facilities

(2) Deadline of application

5 p.m., 2 March, 2014

(3) Deadline of submission

5 p. m. , 17 June, 2014

(4) Inquiry

General Affairs Division, City Planning Bureau, Kyoto City Government

〒604-8571

Teramachi Oike, Nakagyo-ku, Kyoto City, Japan

TEL: ++81-(0)75-222-3641 FAX: ++81-(0)75-222-3689

(5) Inquiries are accepted only in Japanese.

(都市計画局都市企画部都市総務課)